相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯田市座光寺六六五六番地、最後の住所長野県飯田市座高寺四九〇一番地一三
被相続人　亡　棚田登史弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十四日
長野県飯田市育良町一丁目一一番地七
相続財産管理人　木下　伸二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市則武九一〇番地、最後の住所岐阜県岐阜市上土居七八一番地一七
被相続人　亡　森屋　晴富

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十四日
岐阜市神田町一丁目一番地五岐阜神田町ビル五階　小森正悟法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小森　正悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中川区大当郎三丁目七〇五番地二、最後の住所名古屋市中川区大当郎三丁目七〇五番地の二　被相続人　亡　小木曽　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十四日
名古屋市中区丸の内二―二―七丸の内弁護士ビル九階九〇一外堀通り法律事務所
相続財産管理人　弁護士　井上　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県新城市平井字西浦一九番地、最後の住所愛知県新城市長篠字池田二三番地
被相続人　亡　高柳　春夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十四日
愛知県豊橋市八通町五〇―四ロイヤルステージ羽根井公園一階ほの国法律事務所
相続財産管理人　弁護士　飯田　稔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県春日井市高山町二丁目三番地七、最後の住所愛知県春日井市前並町一丁目二一番地七レインボー前並一〇〇三号
被相続人　亡　田中　等

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十四日
愛知県名古屋市中村区則武一丁目九番九号側島第二ノリタケビル五六号室ラヴィーダ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大坂　恭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市柱町字福部池一一七番地、最後の住所愛知県岡崎市若松町字西之切五〇番地（ハートケアヴィレッジなんぶの郷）
被相続人　亡　齊藤　新市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十四日
愛知県岡崎市六名東町一二番地一第三御幸オフィス一〇一号室
相続財産管理人　弁護士　三宅　大輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区一乗寺馬場町一二番地一一、最後の住所京都市左京区北白川地蔵谷町一番地　京都北白川アーバンコンフォート一二号
被相続人　亡　北村　渉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十四日
京都市中京区丸太町通烏丸東入光リ堂町四二〇　京都インペリアルビル五階　洛新法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小嶋　敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県竹原市本町三丁目三七四五番地五、最後の住所大阪府和泉市王子町一一一八番地の六二
被相続人　亡　村上　政博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十四日
堺市堺区中瓦町一丁四番二二号大阪信金ビル三階　相続財産管理人　内藤　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県庄原市総領町黒目二四九九番地、最後の住所広島県福山市神辺町字下御領一四二八番地二
被相続人　亡　福村　光士

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十四日
事務所　広島市中区東白島町一三番九号パークハイム東白島一階
相続財産管理人　司法書士　永田　康光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大牟田市大字上内三二四一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　藤田　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十四日
福岡県大牟田市不知火町一丁目一番地二
相続財産管理人　弁護士　後藤　大地

第26期決算公告

平成28年6月14日
福島県石川郡玉川村大字北須釜字鍬田21番地
福島空港ビル株式会社
代表取締役社長　畠　利行

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	409
	固定資産	796
	資産合計	1,205
負純資産の債及び部	流動負債	90
	固定負債	671
	株主資本	444
	資本金	100
	利益剰余金	344
	その他利益剰余金	344
	（うち当期純利益）	(41)
	負債・純資産合計	1,205

第13期決算公告

平成28年6月13日
秋田県秋田市御所野湯本二丁目1番18号
トヨタＬ＆Ｆ秋田株式会社
取締役社長　西山　雅之

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	425,045
	固定資産	400,408
	合計	825,454
負純資産の債及び部	流動負債	516,391
	固定負債	145,440
	株主資本	163,621
	資本金	15,000
	利益剰余金	148,621
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	144,871
	（うち当期純利益）	(32,997)
	合計	825,454

第13期決算公告

平成28年6月14日
札幌市西区二十四軒一条四丁目6番11号
北海道味の素株式会社
代表取締役社長　久我　章良

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	212,127
	固定資産	19,198
	合計	231,325
負純資産の債及び部	流動負債	55,312
	（賞与引当金）	(13,722)
	固定負債	44,229
	退職給付引当金	44,229
	株主資本	131,783
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	利益剰余金	31,783
	その他利益剰余金	31,783
	（うち当期純利益）	(21,290)
	合計	231,325